## 飼料用米の生産に初めて取り組む皆様へ

～よくある疑問にお答えします～
Ver． 4

平成27年4月農林水産省
＞目 次
（1）飼料用米への支援はこれからも続くのか。1
② 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続を教えてほしい。 ..... － 2
（3）飼料用米の生産に取り組みたいが，売り先はどうやって確保したら良いのか。 ..... － 3
（4）保管場所等が新たに必要となるが，使える支援は何かないのか。 ..... ． 4
⑤飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが，どこで受ければ良いのか。 ..... ． 5
（6）飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。 ..... － 6
（7）数量払いに対応して収量を上げたいのだが，多収性専用品種の種籾はどこで手に入れれば良いのか。7
（8）多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが，どうしたら良いのか。－ 8
（9）飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は，どのように決めたら良い のか。
その（1）飼料用米への支援はこれからも続くのか。

新たに飼料用米の作付け を検討しているが，飼料用米への支援がいつまで続く のか不安だ。

## 新たな食料•農業•農村基本計画（平成27年

 3月31日閣識决定）において，䀰料用米等の生産拡大を位置づけ（平成37年の生産努力目標110万 トン），その確実な達成に向けて，水田活用の直接支払交付金なと必要な支擐を行うこととしてお ります。

その（2）新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続きを教えてほしい。
 への流通防止のために作成いただくものです。
＞計画書の様式は，以下の H P からダウンロードできます。
需要に応じた米生産の推進に関する要領＞「新規需要米関係」＞取組計画申請関係 http：／／／ww．maff．go．jp／j／sei san／jyukyu／komesei isaku／
また，地域協議会，地方農政局，地域センターでも様式を配布しています。必要な手続等について詳しく知りたい方は，お近くの地方農政局，地域センター にお問い合わせください。



飼料用米の生産に取り組みた いが，売り先はどうやって確保 したら良いのかな。どこかで斡旋してくれたらなぁ。

各地域で安心して飼料用米にお取り組みいただけるよう現在，国•都道府県•地域農業再生劦議会が連携し，稲作農家と畜産農家とのマッチング活動を進めております。
 また，全農においては，27年産の谺料用米について，60万トンの目標を揭け゚，直接，生産者から餇料用米を買い取り，自ら保管•流通•販売するスキームを創設する方針であり，飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前進するものと考えています。


全農による唖料用米の直接䨘取りスキーム


その（5）飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが，どこで受ければ良いのか。

飼料用米にも農産物検査 が必要になると聞いたが， どこで受ければ良いのかな。

## 農産物検查は，登緑検植機関か設定する検查場所て

## 行います。

検査場所の設定に際しては，効率的な検査ができるよ
う，関係者で話し合うことが重要です。
また，農林水産省では，飼料用米を検査するための簡素な規格を制定しました。

飼料用米の保管場所が新 たに必要になるが，使える支援はないのかな。

農林水産省では，米の産地が利用するカント リーエレベーターや，畜産農家が利用する飼料用米の粉砕機・タンク等の導入などに対する支援を行っています。

なお，新たな投資を最小限にするためには，地域内で空いている既存施設を有効に活用する ことも重要です。


## その（6）飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。

飼料用米を検査するための簡素な規格が制定されたと聞いた が，その内容はどうなっている のかな。

農林水産省では，飼料用米の生産•流通•利用の実態を踏まえ，

- 鉹柄（産地•品種）は設定しない
- 等級区分は「合格」「規格外」の2区分とする
- 被害粒は「発芽粒」，「病害粒」，「芽くされ粒」に

限定する
などの簡素な規格を制定しました。

飼料用米の農産物検査規格

| 種類 |  |  | 飼料用もみ |  | 飼料用玄米 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 等級区分 |  | 合格 |  |  |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { 最 } \\ & \text { 高 } \\ & \text { 限 } \\ & \text { } \end{aligned}$ | 水分 | 14．5\％ |  | 15．0\％ |  |
|  |  | 被害糖 | 25\％ |  |  |  |
| 品 |  | 異種敦粒 | 麦 | 1\％ | もみ | 3\％ |
| 位 |  |  |  |  | 麦 | 1\％ |
|  |  |  | 玄来及び素したたもの | 1\％ | もみ及び麦を除いたもの | 1\％ |
|  |  | 異物 | 2\％ |  | 1\％ |  |
|  |  | 規格外 | 合格の品位に適合しないもみ及び玄米であって，異種㜌粒及び異物を $50 \%$ 以上混入していないもの |  |  |  |

## 【補 足】

- 飼料用米の数量確認は農産物検查の执組みで行います。
- 飼料用米の検査場所は，登録検査機関が事前に設定した
（1）生産，（2）流通，（3）実需 のいずれかの施設となります
あらかじめ生産者，集荷業者，実需者や登録検査機関との間で検査場所 の相談を行って下さい。




その（8）多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが， どうしたら良いのか。


## その（9）飼料用米の集荷業者等が生産者に請求する手数料は，どのように決めたら良いのか。



